

2021年7月

日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針

静岡銀行企業年金基金

1. 基本方針

静岡銀行企業年金基金（以下、「当基金」という）は、当基金・受益者の中長期的なリターンの拡大を図るため、「資産保有者としての機関投資家」の立場として、「責任ある機関投資家の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（以下、「日本版スチュワードシップ・コード」という）の趣旨に賛同のうえ、これを受け入れることを表明します。

当基金は、自ら直接に株式等の資産を保有・運用しておらず、議決権行使を含むスチュワードシップ活動を直接的に行わないことから、「資産運用者としての機関投資家」である運用受託機関の行動を通じてスチュワードシップ責任を果たすこととなります。

当基金は、運用受託機関に対し、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく投資先企業との建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことにより、スチュワードシップ責任を適切に果たすよう行動することを要請します。

コードの各原則にかかる当基金の方針は、以下の通りです。

2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、年金資金の運用を委託している運用受託機関に対して、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れと、同コードに則り、スチュワードシップ責任を果たすための方針を策定し公表することを求めます。

また、当基金は、運用受託機関に対して、実効性ある適切なスチュワードシップ活動を要請するとともに、運用受託機関のスチュワードシップ活動について、運用受託機関の自己評価なども活用しながらモニタリングを行います。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、対応方針を策定し、ガバナンス体制を整備し、これを公表並びに遵守することを求めます。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすために必要な投資先企業の状況を的確に把握することを求めます。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、中長期的な企業価値向上や企業の持続的成長のための建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

特に、サステナビリティに関する対話に当たっては、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識することを求めます。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表にかかる方針を定めること、および当該方針に基づく議決権行使結果について公表することを求めます。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、その実施状況に関し少なくとも年一回の報告を求め、その結果を最終の受益者である当基金の加入者・受給権者に定期的に報告します。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、投資先企業との対話や適切なスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えることを求めます。

また、当基金自らは、運用受託機関のスチュワードシップ活動を適切に評価・判断する力を備えるよう努めます。

原則8 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は、機関投資家向けサービス提供者に該当しません。

以 上